



秋田就職  
氷河期世代  
応援宣言



R×チャレンジ

## [事業主の皆さんへ]

# 就職氷河期世代活躍支援のご案内

各種助成金等の支援メニューをご活用ください

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる「就職氷河期世代」の方々の中には、  
希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、  
様々な課題に直面している方がいます。

そのため、厚生労働省ではこうした就職氷河期世代の方々の活躍を支援しています。

事業主の皆さんには、就職氷河期世代の活躍支援のための各種助成金や  
ハローワークの新サービスなどをご利用いただき、  
就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

### 助成金等の説明

## 求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

### トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる労働者	支給額
次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。  ①2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している方 ②離職している期間が1年超の方 ③育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の方 ④55歳未満でハローワーク等において担当者制による個別支援等を受けている方 ⑤特別の配慮を要する方(生活保護受給者等)	月額 4万円

## 正社員経験が無い(少ない)方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

### 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

対象となる労働者	支給額
雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方 ②雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を 通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用 労働者として雇用されたことがない方 ③ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方で かつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方	対象労働者1人あたり  計 60(50)万円 6ヶ月定着後 30(25)万円 1年定着後 30(25)万円 ※( )内は中小企業以外

## 非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

### 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合、事業主は、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

対象となる訓練	①企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること ②実施期間が2か月以上6か月以下であること ③総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること ④総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること	支給額 ①経費助成:実費 ②賃金助成:760円(475円) ③OJT実施助成:760円(665円) ※( )内は中小企業以外 ※②③は1人1時間あたりであり、 ①～③はいずれも上限あり
		支給額

## 企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合

### キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

対象となる労働者	①事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等 ②正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと ③転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額していることなど (賃金:基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額)	支給額 対象労働者1人あたり ①有期→正規:57万円(42.75万円) ②有期→無期:28.5万円(21.375万円) ③無期→正規:28.5万円(21.375万円) ※( )内は中小企業以外
		支給額

## 〈就職氷河期世代を対象とした〉ハローワークへの求人申し込み

労働者の募集・採用の際は、原則として年齢制限を禁止していますが、就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)を対象とする求人募集が可能となりました。

### 限定求人

就職氷河期世代のみを募集する求人

- 経験等:不問
- 免許資格:不問または実務経験を問わない
- 雇用期間:定めなし
- 年齢:35歳以上～55歳未満

※備考欄に「限定求人」であることの記載

求人方法は  
2通りです

### 歓迎求人

就職氷河期世代の応募を歓迎する求人

- 経験等:不問
- 免許資格:不問または実務経験を問わない
- 雇用期間:定めなし
- 年齢:不問または定年年齢未満

※備考欄に「歓迎求人」であることの記載

## 就職氷河期世代を対象にした職場実習・体験の受け入れにご協力ください。

職場実習や体験する場を提供することにより、業種・職種に対する理解を深め、就職活動の役に立てていただきたいと考えています。  
ぜひ就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくため、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いいたします。

詳細につきましては最寄りのハローワークへお問い合わせください!!

<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/hw.html>



詳しくは「あきたPF」の  
公式HP「Reチャレンジ秋田」でも  
ご覧いただけます!!

あきた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム(あきたPT)

<https://rechallenge-akita.jp> または [Reチャレンジ秋田](#) 検索



厚生労働省秋田労働局職業安定部職業安定課

秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル5階 tel.018-883-0006

事務局

秋田県産業労働部雇用労働政策課

秋田市山王三丁目1番1号 tel.018-860-2334